

第2期館山市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び後期基本計画
策定支援業務委託仕様書

1 委託業務の名称

第2期館山市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び後期基本計画
策定支援業務委託

2 業務の目的

館山市（以下、「本市」という。）は、現行の第1期館山市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「第1期総合戦略」という。）が令和元年度に、第4次館山市総合計画の前期基本計画が令和2年度に、それぞれ計画期間が終了することに伴い、新たな計画として、第2期館山市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「第2期総合戦略」という。）及び第4次館山市総合計画の後期基本計画を策定する。

両計画の策定に当たっては、社会情勢の変化や少子高齢化・人口減少の進展、地域間競争の激化、さらには、本市の抱える課題や厳しい財政状況を踏まえながら、広範にわたる基礎データの収集解析や市民意識の把握等、客観的かつ専門的な情報分析を行う必要があるため、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者はこの支援業務を委託するものである。

3 履行場所

館山市

4 履行期限

契約締結の日から令和3年3月26日（金）まで

5 業務の実施

- (1) 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。
- (2) 受託者は、業務の実施に当たり、関係法令及び条例を遵守すること。

- (3) 受託者は、業務の実施に当たり、本市と適宜、入念な打合せを行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置のもとで進めること。
- (4) 受託者は、業務の実施に当たり、全国レベルの最新の情報や事例を広く収集し、実効性の高い具体的施策を提案すること。
- (5) 受託者は、業務の遂行スケジュールを提出するとともに、進捗状況等について、本市に対して定期的に報告すること。
- (6) 受託者は、本委託業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (7) 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ本市に書面により報告し、本市の承認を得ること。
- (8) 本業務に関する打ち合わせは、随時、原則館山市庁舎にて行うこと。
- (9) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、速やかに本市と協議を行い、指示を仰ぐこと。

6 策定期間（策定スケジュール）

第2期総合戦略については令和元年度の1か年とし、後期基本計画については令和元年度から令和2年度までの2か年とする。

ただし、両計画の整合性等を図る観点から、後期基本計画の策定内容により、令和2年度において第2期総合戦略の一部見直しを行う場合もあり得るものとする。

7 計画の構成と期間

第2期総合戦略及び第4次館山市総合計画の概要は、以下のとおりとする。

(1) 第2期総合戦略

- ・「まち・ひと・しごと創生法」に基づき策定し、館山市人口ビジョン（以下、「人口ビジョン」という。）の内容を踏まえ、館山市における人口減少問題の克服、地方創生施策を進める上での基本目標や目指す方向性（政策分野）、具体的な施策を定めるもの。
- ・計画期間：6年間（令和2年度～令和7年度）

(2) 第4次館山市総合計画

①基本構想

- ・館山市の行政活動の基本的な方針を定め、館山市の目指す将来像及び政策の大綱を示すもの。
- ・基本構想の期間：10年間（平成28年度～令和7年度）

②基本計画

- ・基本構想に定めた将来像の実現に向けて、具体的な施策・事業を体系化した、総合的かつ計画的な市政運営を示すもの。
- ・前期基本計画の期間：5年間（平成28年度～令和2年度）
- ・後期基本計画の期間：5年間（令和3年度～令和7年度）

8 業務内容

第2期総合戦略（人口ビジョンの改訂を含む）及び後期基本計画の策定のため、以下の業務を行うものとする。

【令和元年度】

(1) 人口ビジョン（改訂版）の策定支援に関すること

①人口の現状分析と将来推計

- ア 総人口の推移
- イ 各人口の推移（年齢3区分別、5歳階級別、10地区別）
- ウ 出生・死亡数、転入・転出の推移
- エ 自然増減と社会増減の影響分析

②人口移動分析

- ア 性別・年齢階級別人口移動の状況
- イ 人口移動の最近の状況
- ウ 転入者・転出者の状況
- エ 通勤・通学者の状況
- オ 安房地域外への進学（通学）を選択する中高生の原因分析

③出生に関する分析

- ア 合計特殊出生率の推移
- イ 出生数に対する母親の年齢階層比率の推移

- ウ 結婚・出産・子育て世代の人口推移
- ④雇用や就労等に関する分析
 - ア 産業別就業者数と特化係数
 - イ 求人状況
 - ウ 職業別・産業別求人状況
- ⑤人口減少問題に取り組む基本的視点
 - ア 現行の人口ビジョンにおける基本的視点に関する考察
 - イ 新たな視点の検討（関係人口の創出、外国人材の活用等）
- ⑥人口の将来展望
 - ア 目指すべき将来の方向
 - イ 人口の将来展望

（２）第２期総合戦略の策定支援に関すること

- ①第１期総合戦略の総括（評価・検証）
- ②地域経済分析システム（RESAS）や未来カルテ等の活用による地域課題等の分析
- ③総合戦略素案及び原案の作成支援
 - ・基本方針、基本目標、数値目標、KPI、施策等の提案
 - ・国が推進するSDGs（持続可能な開発目標）との関連付けや、Society 5.0等の新しい視点を踏まえた構成設定及び施策等の提案
 - ※第１期総合戦略をベースとし、国のまち・ひと・しごと創生基本方針や第２期まち・ひと・しごと創生総合戦略の内容を勘案する。
 - ※①及び②の結果に加え、時代潮流や市民ニーズ等を踏まえるものとする。
- ④総合戦略原案に対するパブリックコメントの実施支援

（３）後期基本計画の策定支援に関すること

- ①基礎調査の実施・分析
 - ア 社会経済動向等のデータ収集・整理及び分析
 - ・社会情勢の変化や時代潮流の動向等のデータ収集・整理

- ・それらと本市との関係及び影響の整理・分析
 - イ 市の現況調査・整理及び特性の分析
 - ・人口、産業、土地利用状況等、これまでの経過を含めた、本市の現況調査・整理及び特性の分析
 - ・他市や類似団体との比較・分析による本市の強み・弱みの整理、及び特性の分析
 - ウ 関連計画等の整理及び影響の分析
 - ・本市の各分野における関連計画、国・県が策定している計画やプラン等の整理及び本市への影響の分析
 - エ 地域経済分析システム（RESAS）や未来カルテ等の活用による地域課題等の分析、時代潮流や市民ニーズ等を踏まえた施策・事業の提案
- ②前期基本計画の総括（評価・検証）
- ア 前期基本計画の総括の方法や進め方の提案、及び課題の分析
- ③市民意識調査の実施・分析
- ア まちづくりの施策について、広く市民の意見や要望を把握し、その結果を後期基本計画策定の基礎資料とするための市民意識調査の実施及び分析
 - イ アンケート調査票の設問設計、実施・分析についての考え方や手法の提案
 - ウ アンケート調査票の作成、印刷、発送、回収、督促
 - エ 発送用封筒（角2サイズ）及び返信用封筒（長3サイズ）の用意及び印刷
 - オ アンケート調査票及び返信用封筒の封入作業
 - カ アンケート調査票の集計・分析・報告書の作成
- ※調査対象者は3,000人以上（市内在住の満16歳以上）とする。
- ※調査対象者のデータ抽出は市が実施する。
- ※アンケート調査票及び発送用封筒及び返信用封筒の印刷、発送、回収、督促にかかる通信運搬費は、受託者が負担する。
- ※宛名ラベルは市が用意する。

④ 後期基本計画素案の作成支援

- ア 政策・施策体系の構築、重点プラン、成果指標の設定支援
- イ 国が推進するSDGs（持続可能な開発目標）との関連付けや、Society 5.0等の新しい視点を踏まえた構成設定及び施策等の提案

⑤ 館山市と南房総市の定住自立圏構想の推進に向けた基礎資料、協議資料の調製及び助言等の支援

(4) 各種会議への参加、運営支援に関すること

① 館山市総合計画審議会での運営支援

- ・開催時期や議題等、会議運営に係る提案
- ・資料作成、会議への出席、意見の取りまとめ・分析、議事録の作成

※4回程度の開催を予定

② 庁内検討会議での運営支援

- ・計画策定のための庁内組織である企画審議委員会等の運営を効果的に支援する。
- ・開催時期や議題等、会議運営に係る提案
- ・資料作成、会議への出席、意見の取りまとめ・分析、議事要旨の作成

※企画審議委員会等の庁内検討会議は、4回程度の開催を予定

【令和2年度】

(1) 後期基本計画の策定支援に関すること

① 後期基本計画原案の作成支援

- ・計画の進捗管理に必要となる達成目標・指標の設定支援
- ・後期基本計画原案の検討
- ・後期基本計画原案の取りまとめ、修正
- ・計画の進捗管理手法の提案

② 後期基本計画原案に対するパブリックコメントの実施支援

- ・意見の取りまとめ、意見反映の検討

- ③基本計画書本編及び概要版の電子データ（CD-R）の提供
- ・校正作業を含む。

(2) 第2期総合戦略（改訂版）の策定支援に関すること

- ①後期基本計画の内容により、改訂の必要性が生じた場合に、所要の改訂作業の支援

(3) 各種会議への参加、運営支援に関すること

①館山市総合計画審議会の運営支援

- ・開催時期や議題等、会議運営に係る提案
- ・資料作成、会議への出席、意見の取りまとめ・分析、議事録の作成

※4回程度の開催を予定

②庁内検討会議の運営支援

- ・計画策定のための庁内組織である企画審議委員会等の運営を効果的に支援
- ・開催時期や議題等、会議運営に係る提案
- ・資料作成、会議への出席、意見の取りまとめ・分析、議事要旨の作成

※企画審議委員会等の庁内検討会議は、4回程度の開催を予定

③地区別懇談会（まちづくり座談会）の運営支援

- ・後期基本計画原案に対する市民意見の聴取のために実施する地区別懇談会の運営を効果的に支援
- ・開催時期や議題等、会議運営に係る提案
- ・資料作成、会議への出席、意見の取りまとめ・分析、議事録の作成

・地区別懇談会で聴取した市民意見の反映の検討

※4中学校区ごとに各1～2回程度の開催を予定

④館山市と南房総市の定住自立圏構想の推進に向けた基礎資料、協議資料の調製及び助言等の支援

9 成果物

本業務において作成する書類については以下のとおりとし、電子データの形式や納入期限等、詳細については契約時に本市との協議の上決定するものとする。

なお、人口ビジョン（改訂版）、第2期総合戦略及び後期基本計画書（本編・概要版）の印刷・製本は含まない。

後期基本計画書（本編・概要版）の印刷・製本については別途発注するものとする。

基礎調査報告書	A 4 判 1 式
市民意識調査結果報告書	A 4 判 1 式
各種会議資料及び議事録	A 4 判 1 式
人口ビジョン（改訂版）	A 4 判 1 式
第2期総合戦略	A 4 判 1 式
後期基本計画書（本編）	A 4 判 1 式（150ページ程度）
後期基本計画書（概要版）	A 4 判 1 式（8ページ程度）
上記成果物の電子データ	CD-R ※直接印刷が可能な解像度の完成原稿のPDFファイル及び編集可能な電子データで納入すること。

10 注意事項

- (1) 受託者は、館山市個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。
- (2) 成果物の所有権、著作権、利用権は本市に帰属するものとする。
- (3) 本業務により得られた成果品および資料、情報等は、本市の許可無く他に公表、貸与、使用、複製、漏洩をしてはならない。
- (4) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

11 受託者の決定

別紙「第2期館山市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び後期基本計画策定支援業務委託公募型プロポーザル実施要領」に基づき選定し、契約する。

12 事業費限度額と支払方法

(1) 事業費限度額

令和元年度

6,248,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和2年度

4,433,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

合計

10,681,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(2) 支払方法

年度ごとに業務完了確認（検査）後に支払うものとする。

13 連絡先

館山市総合政策部企画課企画係

〒294-8601

千葉県館山市北条1145-1

電話：0470-22-3163（直通）

FAX：0470-23-3115

E-Mail：kikakuka@city.tateyama.chiba.jp

参考資料

現段階での主な想定スケジュール

【令和元年度】

- (1) 総合計画審議会の開催
- (2) 庁内検討会議（企画審議委員会等）の開催
- (3) 基礎調査の実施
- (4) 第1期総合戦略及び前期基本計画の検証・総括
- (5) 第2期総合戦略及び人口ビジョン（改訂版）の素案の検討
- (6) 第2期総合戦略及び人口ビジョン（改訂版）の原案の検討
- (7) パブリックコメント（第2期総合戦略及び人口ビジョン（改訂版））の実施
- (8) 市民意識調査の実施
- (9) 後期基本計画素案の検討

【令和2年度】

- (1) 総合計画審議会の開催
- (2) 庁内検討会議（企画審議委員会等）の開催
- (3) 地区別懇談会（まちづくり座談会）の開催
- (4) 後期基本計画原案の検討
- (5) パブリックコメント（後期基本計画）の実施
- (6) 後期基本計画の策定（市議会全員協議会への説明）